

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成23年5月9日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法令等の公布について ◆

5月2日付官報に表題に関する法令等が掲載され、公布されましたのでご案内いたします。今回の改正において、企業年金に関連する事項を中心にポイントを次頁のとおりまとめましたのでご参照ください。

● 公布された法令等

✓ 法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

✓ 政令

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令

✓ 省令

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令

✓ 告示

厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件

● 施行日

標準給与の改定方法の特例、保険料免除の特例：平成23年3月1日

その他：平成23年5月2日

※ 厚生労働省より、今回の政省令に関連する通知については、現在準備中であり、別途出状する予定との連絡を受けております。以上



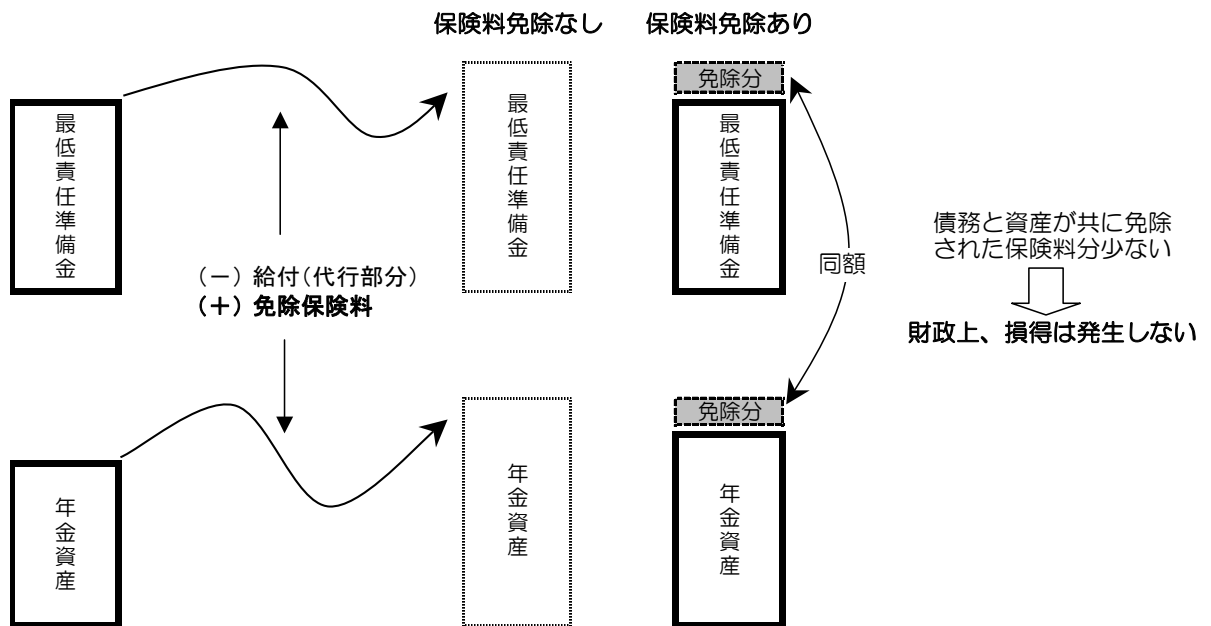
今回の法令等の公布により、厚生年金保険において以下の特例的扱いが示され、それに伴い企業年金においても同様の取扱いが示されております。

- 標準報酬月額の特例（平成 23 年 3 月 1 日より施行）
平成 24 年 2 月までの間、特定被災区域における事業所の厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月からの改定ができる事が示されました。
- 保険料の免除の特例（平成 23 年 3 月 1 日より施行）
平成 24 年 2 月までの間、特定被災区域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料の免除ができる事が示されました。

⇒これに伴い、厚生年金基金においても、上記特例により厚生年金保険料を免除された事業所における免除保険料相当額を免除できる事となります。

この場合において、当該免除された保険料は最低責任準備金の「転がし計算」には反映しないとする手当てが併せて行われました。

※これにより、免除保険料収入は減少しますが、代行部分の運営は「転がし方式」により運営されているため、財政上の不足は発生しません。



- 遺族給付金の支給に関する規定の特例
厚生年金保険において、死亡を支給事由とする給付を速やかに支給するため、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により行方不明となった者の生死が三ヶ月間分からない場合、又はその者の死亡が三ヶ月以内に明らかとなったが死亡時期が不明の場合には、同日にその者が死亡したものと推定する事が示されました。
⇒これに伴い、厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金においても、同様の取扱いで遺族給付金の支給に関する規定を適用する事が示されました。